

4－（１）農業後継者等助成・報奨事業（講座制研修旅費助成）実施要領

1 目的

農業青年の講座制研修旅費に対し助成することにより，地域の中核的役割を担う「青年農業士」を目指す若い農業者の資質向上を図る。

2 助成対象者

青年農業士を目指す離島に居住する農業青年

3 助成内容

青年農業士講座制研修（総合講座）における旅費の助成

4 助成額

本土と離島及び離島間の船舶２等往復船賃、又は高速船料金を基本として、理事長が必要と認める額

5 事業の申請、決定等

（１）対象講座を受講した農業青年は、申請書（別記様式第３０号）に次の関係書類を添付し、県地域振興局・支庁及び農業大学校を経由して提出する。

ア 個人情報保護の同意書

別記様式第 ５号

イ 助成金振込口座の写し

ウ 講座制研修受講証明書（農業大学校作成）

別記様式第３１号

（２）理事長は、提出された申請書を審査し適当と認めたときは、決定通知書（別記様式第３２号）により申請者へ通知し、交付する。